・附属書第２（第 14 条関係）

航空機の騒音の基準

第１章　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第２章が適用される航空機

１－１　最大離陸重量が 8,618kg を超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が 610m 以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1977 年 10 月６日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が 1981 年 11 月 26 日以後になされたもの

ｂ　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1977 年 10 月６日前になされ、かつ、当該型式の設計について法第 13 条第１項の規定による設計の変更の承認又は国際民間航空条約の締約国たる外国による設計の変更の承認その他の行為（以下「設計の変更等」という。）（騒音値を 0.1EPNdB 以上増加させるものをいう。ただし、最初の型式証明等がなされた型式の設計からの騒音値の増加の累積が明らかである場合は、当該累積が 0.3EPNdB 以上となるものに限る。）の申請の受理等が 1977 年 10 月６日以後になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が 1981 年 11 月 26 日前になされたもの

	側方測定点における離陸中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 34,000kg以下の航空機	102以下であること。	102以下であること。	93以下であること。
最大離陸重量が 34,000kgを超え 272,000kg 以下の航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $\frac{2}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{34000}+102$	次の算式により得られる値以下であること。 $\frac{2}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{34000}+102$	次の算式により得られる値以下であること。 $\frac{5}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{34000}+93$
最大離陸重量が 272,000kg を超える航空機	108以下であること。	108以下であること。	108以下であること。

備考

１　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものであり、単位はEPNdBとする。

２　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から650mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。

３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000ｍの距離にある点をいう。
４　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500ｍの距離にある点をいう。
５　Ｗは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

１－２　側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が１－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、１－１の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。
ａ　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも 3EPNdB 以下であること。
ｂ　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が 4EPNdB 以下であること。
ｃ　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が１－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第２章　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第３章が適用される航空機

２－１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が 610m 以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。
ａ　ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年１月１日前になされたもの
ｂ　最大離陸重量が 8,618kg を超えるプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1985 年１月１日以後 2006 年１月１日前になされたもの

	側方測定点における離陸中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が35,000kg以下の航空機	94以下であること。	98以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が89以下である場合は、89以下であること。
最大離陸重量が35,000kgを超え280,000kg 以 下の航空機	次の算式により得られる値以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。	$A-\frac{4}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{385000}{W}$

	$\frac{9}{\log_{10}\frac{80}{7}} \times \log_{10}\frac{W}{35000} + 94$	$\frac{7}{3\log_{10}2} \times \log_{10}\frac{W}{35000} + 98$	
最大離陸重量が280,000kg を超え 385,000kg 以下の航空機		105以下であること。	
最大離陸重量が385,000kg を超え 400,000kg 以下の航空機			Ａ以下であること。
最大離陸重量が400,000kg を超える航空機	103 以下であること。		

備考

１　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

２　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450ｍの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。ただし、プロペラ飛行機については、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で、最大出力で離陸中の航空機の直下650ｍの点とする。

３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000ｍの距離にある点をいう。

４　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500ｍの距離にある点をいう。

５　Ｗは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

６　Ａは、当該航空機の発動機の数が、２基以下の場合にあつては101、３基の場合にあつては104、４基以上の場合にあつては106とする。

２－２　側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が２－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、２－１の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

ａ　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも 2EPNdB 以下であること。

ｂ　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が 3EPNdB 以下であること。

ｃ　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が２－１の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第２章の２　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第４章が適用される航空機

２の２－１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が 610m 以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ２－１の表に定めるとおりとする。

ａ　最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット若しくはターボファン発動機を装備する飛行機又はプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年１月１日以後 2017 年 12 月 31 日前になされたもの

ｂ　最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年１月１日以後 2020 年 12 月 31 日前になされたもの

ｃ　最大離陸重量が 8,618kg を超え 55,000kg 未満のプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年１月１日以後 2020 年 12 月 31 日前になされたもの

２の２－２　２の２－１に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

ａ　側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と２－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が 10EPNdB 以上であること。

ｂ　側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれの２の測定点における騒音値と２－１の表の備考の欄のそれぞれに対応する２の測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が２EPNdB 以上であること。

２の２－３　２－１又は３－１に掲げる航空機であつて２の２－１の適用を受けようとするものにあつては、２の２－２の基準に適合しなければならない。

第３章　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第５章が適用される航空機

３－１　最大離陸重量が 8,618kg を超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が 610m 以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1977 年 10 月６日以後 1985 年１月１日前になされたものの騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

	側方測定点における離陸中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 34,000kg 以下の航空機	96 以下であること。	98 以下であること。	89 以下であること。
最大離陸重量が 34,000kg を超える航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 103 を超える場合は、103 以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 105 を超える場合は、105 以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 106 を超える場合は、106 以下であること。

	$96+\frac{2}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{34000}$	$98+\frac{2}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{34000}$	$89+\frac{5}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{34000}$

備考

1　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は EPNdB とする。

2　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から 450m の距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。

3　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に 2,000ｍの距離にある点をいう。

4　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に 6,500m の距離にある点をいう。

5　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

3－2　側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が３－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、３－１の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

a　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも２EPNdB 以下であること。

b　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が３EPNdB 以下であること。

c　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が３－１の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第４章　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第６章が適用される航空機

4－1　最大離陸重量が 8,618kg 以下のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年１月１日以後 1988 年 11 月 17 日前になされた航空機。ただし、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を 0.1dB(A)以上増加させるものをいう。ただし、最初の型式証明等がなされた型式の設計からの騒音値の増加の累積が明らかである場合は、当該累積が 0.3dB(A)以上となるものに限る。以下本章及び第６章において同じ。）がなされている場合は、その申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日前になされた航空機に限る。

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年１月１日以後 1988 年 11 月 17 日前になされ、かつ、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後 1993 年 11 月 17 日前になされた航空機であつて、６－１の表の騒音の基準に適合しないもの

c　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後 1993 年 11 月 17 日前になされた航空機であつて、６－１の表の騒音の基準に適合しないもの。ただし、当該型式の設計について設計の変更等がなされている場合には、その申請の受理等が 1993 年 11 月 17 日前になされた航空機に限る。

d　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年１月１日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が 1980 年１月１日以後になされたもの

	測定点における水平飛行中の騒音値
最大離陸重量が 600kg 以下の航空機	68 以下であること。
最大離陸重量が 600kg を超え 1,500kg 以下の航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $68+\frac{1}{75}(W-600)$
最大離陸重量が 1,500kg を超える航空機	80 以下であること。
備考 １　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A)とする。 ２　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。	

第５章　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第８章が適用される航空機

５－１　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－１の表）に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1985 年１月１日以後 2002 年３月 21 日前になされた回転翼航空機

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年３月 21 日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について、設計の変更等（騒音値を 0.3EPNdB 以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後になされたもの

	上空通過測定点における通過中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 80,000kg 以下の回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 88 以下である場合は、88 以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 90 以下である場合は、90 以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 89 以下である場合は、89 以下であること。

	$108-\frac{3}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{80000}{W}$	$110-\frac{3}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{80000}{W}$	$109-\frac{3}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{80000}{W}$
最大離陸重量が80,000kgを超える回転翼航空機	108以下であること。	110以下であること。	109以下であること。

備考

1　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

2　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の２点をいう。

3　進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下 120m の地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の２点をいう。

4　離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ 500m の距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の２点をいう。

5　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

５－２　上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が５－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、５－１の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

ａ　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも３EPNdB以下であること。

ｂ　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が４EPNdB以下であること。

ｃ　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が５－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

５－３　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年３月 21 日以後になされた回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－２の表）に定めるとおりとする。

	上空通過測定点における通過中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が80,000kg以下の回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値

	が 84 以下である場合は、84 以下であること。 $104-\frac{3}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{80000}{W}$	が 89 以下である場合は、89 以下であること。 $109-\frac{3}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{80000}{W}$	が 86 以下である場合は、86 以下であること。 $106-\frac{3}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{80000}{W}$
最大離陸重量が 80,000kg を超える回転翼航空機	104 以下であること。	109 以下であること。	106 以下であること。

備考

1　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は EPNdB とする。

2　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の２点をいう。

3　進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下 120m の地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の２点をいう。

4　離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ 500m の距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の２点をいう。

5　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

５－４　上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が５－３の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、５－３の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

ａ　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも３EPNdB 以下であること。

ｂ　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が４EPNdB 以下であること。

ｃ　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が５－３の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第６章　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第 10 章が適用される航空機

６－１　最大離陸重量が 8,618kg 以下のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機並びに巡航時にのみ動力を使用する動力滑空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年１月１日以後 1988 年 11 月 17 日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後 1999 年 11 月４日前になされたもの

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後 1999 年 11 月４日前になされた航空機。ただし、当該型式の設計について設計の変更等がなされている場合には、その申請の受理等が 1999 年 11 月４日前になされた航空機に限る。

c　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年１月１日以後 1999 年 11 月４日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1999 年 11 月４日以後になされたもの（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機に限る。）

d　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1999 年 11 月４日以後になされた航空機（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機に限る。）

e　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年１月１日以後 1999 年 11 月４日前になされ、かつ、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1999 年 11 月４日以後 2004 年 11 月４日前になされた航空機であつて、６－２の表の騒音の基準に適合しないもの（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機を除く。）

	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 600kg 以下の航空機	76 以下であること。
最大離陸重量が 600kg を超え 1,400kg 以下の航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $76+\frac{12}{\log_{10}\frac{7}{3}}\times\log_{10}\frac{W}{600}$
最大離陸重量が 1,400kg を超える航空機	88 以下であること。
備考 １　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A)とする。 ２　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に 2,500m の距離にある点をいう。 ３　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。	

６－２　最大離陸重量が 8,618kg 以下の単発のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機、水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに巡航時にのみ動力を使用する動力滑空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年１月１日以後 1999 年 11 月４日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1999 年 11 月４日以後になされたもの

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1999 年 11 月４日以後になされた航空機

	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 570kg 以下の航空機	70 以下であること。
最大離陸重量が 570kg を超え 1,500kg 以下の航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $70+\frac{15}{\log_{10}\frac{50}{19}}\times\log_{10}\frac{W}{570}$
最大離陸重量が 1,500kg を超える航空機	85 以下であること。
備考 １　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A)とする。 ２　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に 2,500m の距離にある点をいう。 ３　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。	

第７章　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第 11 章が適用される航空機

７－１　最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用回転翼航空機並びに第５章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1993 年 11 月 11 日以後 2002 年３月 21 日前になされた回転翼航空機

ｂ　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年３月 21 日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を 0.3dB(A)以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が 1993 年 11 月 11 日以後になされたもの

	上空通過測定点における通過中の騒音値
最大離陸重量が 788kg 以下の回転翼航空機	82 以下であること。
	次の算式により得られる値以下であること。

最大離陸重量が 788kg を超える回転翼航空機	$82+\frac{3}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{788}$

備考
1　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A)とする。
2　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点をいう。
3　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

7－2　最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用回転翼航空機並びに第５章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年３月 21 日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

	上空通過測定点における通過中の騒音値
最大離陸重量が 1,417kg 以下の回転翼航空機	82 以下であること。
最大離陸重量が 1,417kg を超える回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $82+\frac{3}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{1417}$

備考
1　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A)とする。
2　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点をいう。
3　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

第８章　国際民間航空条約の附属書 16 第１巻第 14 章が適用される航空機

8－1　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が 610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット若しくはターボファン発動機を装備する飛行機又はプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2017 年 12 月 31 日以後になされたもの

b　最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 12 月 31 日以後になされたもの

c　最大離陸重量が 8,618kg を超え 55,000kg 未満のプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 12 月 31 日以後になされたもの

<table>
<tr><td></td><td>側方測定点における離陸中の騒音値</td><td>進入測定点における着陸中の騒音値</td><td>離陸測定点における離陸中の騒音値</td></tr>
<tr><td>最大離陸重量が2,000kg以下の航空機</td><td>88.6以下であること。</td><td>93.1以下であること。</td><td>80.6以下であること。</td></tr>
<tr><td>最大離陸重量が2,000kgを超え8,618kg以下の航空機</td><td>次の算式により得られる値以下であること。
$\frac{27}{5\log_{10}\frac{4309}{1000}} \times \log_{10}\frac{W}{2000} + 88.6$</td><td>次の算式により得られる値以下であること。
$\frac{49}{10\log_{10}\frac{4309}{1000}} \times \log_{10}\frac{W}{2000} + 93.1$</td><td>次の算式により得られる値以下であること。
$89 - \frac{4}{\log_{10}2} \times \log_{10}\frac{8618}{W}$</td></tr>
<tr><td>最大離陸重量が8,618kgを超え35,000kg以下の航空機</td><td>94以下であること。</td><td>98以下であること。</td><td rowspan="4">次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が89以下である場合は、89以下であること。
$A - \frac{4}{\log_{10}2} \times \log_{10}\frac{385000}{W}$</td></tr>
<tr><td>最大離陸重量が35,000kgを超え280,000kg以下の航空機</td><td rowspan="3">次の算式により得られる値以下であること。
$\frac{9}{\log_{10}\frac{80}{7}} \times \log_{10}\frac{W}{35000} + 94$</td><td>次の算式により得られる値以下であること。
$\frac{7}{3\log_{10}2} \times \log_{10}\frac{W}{35000} + 98$</td></tr>
<tr><td>最大離陸重量が280,000kgを超え385,000kg以下の航空機</td><td rowspan="2">105以下であること。</td></tr>
<tr><td>最大離陸重量が385,000kgを超え400,000kg以下の航空機</td><td>A以下であること。</td></tr>
</table>

最大離陸重量が400,000kg を超える航空機	103 以下であること。		

備考

1　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

2　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。ただし、プロペラ飛行機については、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で、最大出力で離陸中の航空機の直下650mの点とする。

3　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。

4　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。

5　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

6　Aは、当該航空機の発動機の数が、２基以下の場合にあつては101、３基の場合にあつては104、４基以上の場合にあつては106とする。

８－２　８－１に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

a　側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と８－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が 17EPNdB 以上であること。

b　側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と８－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差がいずれも１EPNdB 以上であること。

８－３　２－１、２の２－１又は３－１に掲げる航空機であつて８－１の適用を受けようとするものにあつては、８－２の基準に適合しなければならない。